

フリーランス法施行から 1 年

～フリーランスの方が安心して働ける環境の整備に向けて～

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」は、令和6年11月に施行されてから1年が経ちました。
改めてフリーランス法の内容などをご紹介します。



ざっとおさらい フリーランス法とは？

フリーランス法は、フリーランスの方が安心して働ける環境の整備を図ることを目的に、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、次の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

発注事業者の義務項目

フリーランスの方と発注事業者の間の 取引の適正化

<主な内容>

- ①書面等による取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③禁止行為（7項目）

フリーランスの方の 就業環境の整備

<主な内容>

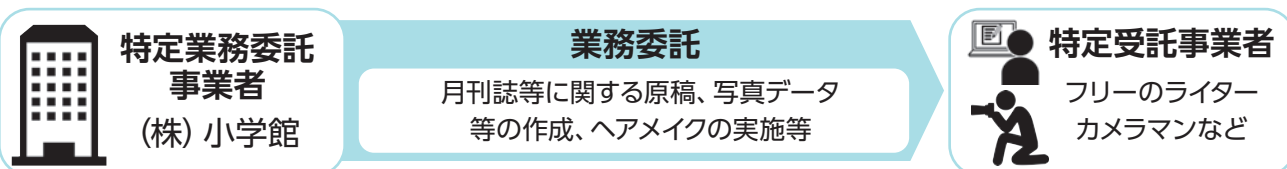
- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

※①～③は、公正取引委員会・中小企業庁が担当、④～⑦は厚生労働省が担当しています。

こんな事例がありました

公正取引委員会が違反事業者に行った勧告事例

公正取引委員会は、令和7年6月17日、株式会社小学館（小学館）に対して調査を行い、フリーランス法の規定に違反する事実が認められたので、同法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、小学館に対して、フリーランス法を遵守する体制を確立するための対応を求める勧告を行いました。



特定受託事業者191名に対し、直ちに、取引条件を明示しなかったこと、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかったことが違反行為とされました

もっと知りたい！

フリーランス法の詳細は二次元コードから

フリーランス法
特設サイト



フリーランス法
解説動画
YouTube
公正取引委員会
チャンネル



フリーランス法
違反事件
について



公正取引課では、皆様のニーズに合わせ、県内各地に所管法律に関する講師派遣や講習会を行っています。お気軽にご連絡ください。

お問合せ先

総務部公正取引課

☎ 098-866-0049

